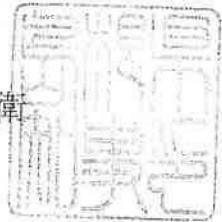


写

原第299号  
平成30年8月22日

原子力規制委員会  
委員長 更田 豊志 様

島根県知事 溝口善兵衛  
(防災部原子力安全対策課)



### 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項に基づき、平成30年5月22日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおりとします。

#### 記

1. 本県は、中国電力㈱が、貴委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解しました。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、貴委員会による審査終了後、貴委員会をはじめ、国の関係機関から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断します。
3. 今回の中国電力㈱による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれでは、別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますよう要請します。
4. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いします。

### 原子力規制委員会への要請事項

1. 適合性審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 地震・津波評価等については、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか、十分に審査いただきたい。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性と影響が適切に考慮されているかも含め、十分に審査いただきたい。
4. 安全対策については、施設・設備面だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面についても、十分に審査いただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見や国内外の最新の知見については、その都度、必要に応じて規制基準に反映するなど、原子力規制のより一層の充実・強化に取り組んでいただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。

(別添2)

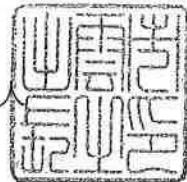
## 周辺自治体からの意見



防 災 第 125 号  
平成30年(2018) 8月 7日

島根県知事 溝口善兵衛様

出雲市長 長岡秀人  
(総務部 防災安全課)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る  
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

このことについて、平成30年8月7日付、原第266号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県  
からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請については、事業者である中国電力株式会社が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力規制委員会へ申請し、同委員会で審査されるものであるため、申請を了解します。

なお、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。特に、中国電力株式会社に対し、付帯意見「【中国電力株式会社に求める事項】1」について、強く要望しており、島根県に対しても、「【県に求める事項】1」について、強く意見いたします。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 原子力発電所の在り方に関しては、使用済燃料の増加、廃炉後の対応や、再生可能エネルギーの活用等、他のエネルギー・システムの特質も踏まえて、今後も合理的に説明を行うこと。
3. 原子力規制委員会における適合性審査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
4. 新たに安全対策等を実施する際には、当該対策の目的と効果、新たに発生するリスクについて、その対応状況を網羅的に分かりやすく説明すること。
5. 安全性の担保は、原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが前提となっているため、重大事故等の対処について、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。尚、訓練に関しては、訓練すべき事項とその訓練の実施に関わる中長期の実施計画を併せて示し、その訓練内容と計画の妥当性を説明すること。

6. 地震や津波、テロ及びシビアアクシデント対策について、常に最新の知見・技術を取り入れるとともに、他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、適切に周辺自治体及び市民に情報提供すること。また、島根原子力発電所全体の防災・安全対策に反映させること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 新たな計画・申請（変更を含む）が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、市民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

#### 【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。また、日本原子力発電と東海村など6市村が結んだ「東海村方式」を参考とした新たな協定のあり方について検討すること。
2. 今回の適合性審査申請と原子炉の稼働とは、全く別の議論であることを、中国電力株式会社に明確に回答すること。
3. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考え方を質すとともに、早急に県としての考え方を示し、周辺自治体に対し協議すること。
4. 安全を確保するために必要となる事項の全体像と、それに対応するための個別措置の実施及びその評価を整理して分かりやすく説明することを、中国電力株式会社へ要望し、その妥当性に関して検討をおこなうこと。
5. 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
6. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講じるとともに、県は、避難先の自治体を含んだ協議体によって、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。
7. 避難に際して主要な避難路となる「主要地方道 斐川一畠大社線」の整備を、積極的に取り組むこと。

### 【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、U P Zの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。
3. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等について国が前面に立って取り組むこと。特に、今後、新たに稼動する原子力発電所から発生する使用済燃料等の対応に関しては、責任ある判断をすること。
4. 適合性審査に当たっては、現地調査を行う等により、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握したうえで、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。

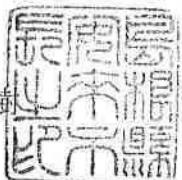


安防第166号

平成30年8月7日

島根県知事 溝口善兵衛様  
(防災部原子力安全対策課)

安来市長 近藤宏樹  
(総務部防災課)



「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく意見について（回答）

平成30年8月7日付け原第266号で照会のあった件について、別紙のとおり回答します。

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく意見について（回答）

中国電力株式会社が、島根県に提出された島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性審査に係る事前了解願いについて、申請を了解します。

なお、了解にあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、次の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請します。

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
- (2) 原子力規制委員会における適合性確認審査の状況について、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して、隨時、わかり易い言葉で丁寧かつ適切な説明を行うこと。
- (3) 安全対策について、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練など、人的な対応についても充実強化を図ること。
- (4) 原子力災害発生時における防災体制の構築にあたっては、緊急時、平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携が取れるものとすること。
- (5) 広域避難について、避難及び避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
- (6) 地震や津波、テロ対策及びシビアアクシデント対策等不測の事態に備え、常に最新の知見を取り入れた安全対策の強化に努めること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 立地自治体と同様の安全協定の締結に向け協力すること。
- (2) 広域避難について、特に住民の迅速かつ安全な避難及び避難先での対応について、国の強力な関与のもと、実効性の確保に努めること。
- (3) 国に対し、放射性廃棄物の安全かつ的確な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。
- (4) 安全対策について、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練など、人的な対応についても充実強化が図られるよう確認を行うこと。

### 3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 原発の稼働・再稼働にあたっては、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな枠組みを構築すること。
- (2) 適合性審査に当たっては、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握したうえで、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。
- (3) 広域避難について、特に住民の迅速かつ安全な避難及び避難先での対応について、実効性が確保できるよう、国が強力に関与すること。
- (4) 放射性廃棄物の安全かつ的確な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むこと。
- (5) 安全対策について、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練など、人的な対応についても充実強化が図られるよう確認を行うこと。

写

危 管 第 361 号  
平成30年 8月 7日

島根県知事 溝口 善兵衛 様  
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 速水 雄一  
(総務部危機管理室)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく意見について（回答）

平成30年8月7日付け原第266号で照会のあったことについて、別紙のと  
おり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく要請

平成30年5月22日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき事前了解願いが提出された、原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について、新規制基準に適合しているか否かの判断を行うため原子力規制委員会に申請することについては了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 早期に立地自治体と同等な安全協定を締結すること。
- (2) 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示し、さらに再生可能エネルギーの普及を目指す中で、原子力発電の必要性の具体的かつ丁寧な説明を引き続き行うこと。
- (3) 原子力規制委員会における適合性審査の状況について、随時、自治体及び市民に対して丁寧な説明並びにわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
- (4) 引き続き、使用済燃料を安全に処理するための適切で確実な方法について、具体的な検討を行うこと。
- (5) 広域避難計画について、市民が迅速にかつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与すること。
- (6) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応に関しても、不斷の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- (7) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずることができるよう計画を見直すこと。

2. 島根県に求める事項

- (1) 今回の新規制基準適合性確認申請と、原子炉の稼働とは別の議論であることを中国電力株式会社に対し、明確に伝えること。
- (2) 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結で

きるよう、引き続き必要な支援を講ずること。

- (3) 回答に付した意見について、中国電力株式会社及び国等へ確実に伝えること。
- (4) 立地自治体や周辺自治体の間で意見の相違があった場合は、調整を行うこと。
- (5) 国に対し、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。
- (6) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難計画の確立と実効性確保に努めること。

### 3. 島根県を介して国及び原子力規制委員会に求める事項

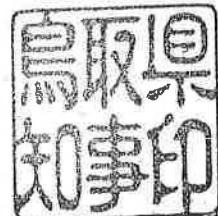
- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映されるよう、新たな制度の創設を行うこと。
- (2) 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (3) 広域避難計画がより実効性あるものとするための道路等の環境整備について、国が責任を持つとともに継続的に支援すること。
- (4) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応についても、十分に審査を行うこと。
- (5) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、規制基準に適切に反映すること。
- (6) 雲南市民の安全で安心な生活を確保するために、原子力災害発生時の対策について、多大な事務量の負担が強いられていることから、財政的な措置を講じること。
- (7) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (8) 審査結果については、関係自治体に対し、丁寧な説明を行うこと。
- (9) 中長期的なエネルギー政策において、将来的に原子力発電に頼らない電源構成を目指し、再生可能エネルギーの普及と、これを主力電源とするエネルギー基本計画を早期に確立すること。

写

第 201800132418 号  
平成 30 年 8 月 7 日

島根県知事 溝口 善兵衛様

鳥取県知事 平井 伸治



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく  
意見について（回答）

平成 30 年 8 月 7 日付原第 266 号で照会のあったことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり 8 月 6 日付で回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。

また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
受 境 自 第 47 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の新規制基準への  
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、平成 30 年 5 月 22 日付島原本広第 124 号で事前報告のあったことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第 6 条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 44 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 11 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5 月 22 日に貴社より受けました安全協定第 6 条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていらない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 45 号  
平成 30 年 8 月 6 日

原子力規制委員長 更田、豊志 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査  
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

## 別紙1

### 原子力規制委員会への要望

#### I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

##### 【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

##### 【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

##### 【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

##### 【原子力行政における情報の透明化等について】

- 5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

#### II 周辺地域における防災対策の強化について

##### 【原子力防災対策の強化について】

- 6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子

力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

- 7 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。
- 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

#### 【原子力災害医療体制の整備】

- 9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
- 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

### III 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

- 11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。

### IV 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

- #### 【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】
- 12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。
  - 13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。

## 別紙2

### 中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 44 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5 月 22 日に貴社より受けました安全協定第 6 条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 46 号  
平成 30 年 8 月 6 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査  
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5 月 22 日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8 月 6 日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

## 別紙1

### 経済産業省への要望

#### I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

##### 【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

##### 【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。

##### 【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

#### II 周辺地域における防災対策の強化について

##### 【原子力防災対策の強化について】

- 5 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること

### III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

#### 【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。

#### 【中国電力に対する指導について】

- 7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

### 中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 44 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 11 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5 月 22 日に貴社より受けました安全協定第 6 条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていらない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 4 7 号  
平成 30 年 8 月 6 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川 雅治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5 月 22 日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8 月 6 日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

内閣府（原子力防災）への要望

○ 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路の U P Z 内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 2 U P Z における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤 50 ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

### 中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
発 境 自 第 4 4 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5月22日に貴社より受けました安全協定第6条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていらない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

(別 紙)

## 中国電力への回答（平成 30 年 8 月 9 日）



原 第 267 号  
平成 30 年 8 月 9 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

島根県知事 溝口善兵  
(防災部原子力安全対策課)



### 原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の 新規制基準への適合性申請について（回答）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 5 月 22 日付け島原本広第 122 号で事前了解願いのあった島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおり回答します。

#### 記

1. 原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発 3 号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解する。
2. 安全協定第 6 条第 2 項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、国から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断する。
3. 別添 1 の諸事項について適切に対応していただくよう要請する。
4. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から、別添 2 の意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

(別添1)

### 中国電力への要請事項

1. 原子力規制委員会の適合性審査については、審査の状況や安全対策の追加・変更等の状況を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 地震・津波評価等については、常に最新の知見を取り入れ、安全対策に適切に反映すること。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性や影響を考慮し、安全対策に適切に反映すること。
4. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう適切な取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
5. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に安全対策の実施に取り組むこと。
6. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
7. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

(別添 2)

## 周辺自治体からの意見

※ (別添 2) については、平成 30 年 8 月 22 日付け原第 299 号と同様のため、省略いたします。

[参考]



島原本広第122号  
平成30年5月22日

島根県知事  
溝口善兵衛様

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員  
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の  
新規制基準への適合性申請について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、島根原子力発電所2号機における新規制基準への適合性について、平成25年12月25日、原子炉設置変更許可申請を行い、国の審査を受けているところでございます。

この度、島根原子力発電所3号機についても、新規制基準への適合性について国の審査を受けることとし、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づくご了解を賜りたく、原子炉設置変更許可申請書および概要書を添えて申し入れます。

当社いたしましては、島根原子力発電所の安全性を不斷に追求し続けるとともに、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所3号機）

[参考]

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第6条（略）

2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

3 （以下、略）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（抄）

（前略）

（計画等に対する事前了解）

第4条 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 （以下、略）